

桶川市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(令和2年1月15日)

(目的)

第1条 この要綱は、桶川市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）において、育児の援助を行うことを希望する者及び育児の援助を受けることを希望する者（以下「会員」という。）による育児の援助事業（以下「援助活動」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、仕事と育児を両立させるための環境整備及び地域住民の子育て支援を図ることを目的とする。

(事務所)

第2条 センターの事務所は、桶川市泉一丁目3番28号に置く。

(業務時間)

第3条 センターの業務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(休業日)

第4条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) その他市長が必要と認めた日

(業務)

第5条 センターは、次に掲げる業務（以下「センターの業務」という。）を行う。

- (1) 会員の募集及び登録に関すること。
- (2) 援助活動の調整に関すること。
- (3) 援助活動の研修及び指導に関すること。

- (4) 会員間の交流に関する事。
- (5) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 広報に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的の達成に必要な事。

(代表者)

第6条 センターの代表者は、市長をもって充てる。

2 代表者は、センターの業務を統括する。

(アドバイザー)

第7条 センターの業務を円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 事業内容の周知及び啓発に関する事。
- (2) 会員の募集及び登録に関する事。
- (3) 会員の統括に関する事。
- (4) 会員の援助活動の調整に関する事。
- (5) 会員に対する講習会の実施及び会員の交流会の開催に関する事。
- (6) 他の事業との連絡調整に関する事。
- (7) 会員間のトラブルへの助言に関する事。
- (8) その他センターの目的の達成に必要な業務に関する事。

(保険)

第8条 会員は、援助活動で生じた事故等に対応するため、傷害保険、賠償責任保険等に加入するものとする。

2 前項の保険に加入する費用は、桶川市が負担する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。